

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により求職者が入社後、一身上の都合又は自己の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、受領した紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に定める金額を求人者へ返還致します。

紹介手数料の一部を返金する場合は、以下の通りとする。

- ・入社後 1 週間未満に退職した場合、紹介手数料の 100%返金
- ・入社後 1 カ月未満に退職した場合、紹介手数料の 50%返金
- ・入社後 3 か月未満に退職した場合、紹介手数料の 30%返金

但し、求人者の求職者に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に求職者が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返還しないこととする。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。